



騒音に係る環境基準の地域類型の指定

平成 24 年 3 月 30 日

告 示 第 39 号

環境基本法(平成5年法律第 91 号)第 16 条第2項の規定により、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

浦添市長 儀間 光 男



地域				備考
	A 類型	B 類型	C 類型	
浦添市	第1種低層住居 専用地域 第2種低層住居 専用地域 第1種中高層住 居専用地域 第2種中高層住 居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 牧港三丁目及び 字西原の各一部	第1図のうち実 線で表示した 区域

備考

- 1 A類型、B類型及びC類型とは、騒音に係る環境基準について(平成 10 年環境庁告示第 64 号)の第1の表に掲げる類型を示す。
- 2 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。
- 3 関係図は、省略し、浦添市環境保全課に備え置き、閲覧に供する。